

アフターコロナ再生プランに係るデータ分析・調査事業（その2）にかかる 企画提案仕様書

1 目的

データサイエンスに関するスキルをもつ大学教員等の外部人材を活用し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に求められる構造変化等、課題等の調査分析およびデータに基づく効果的な対策の提案を受けることにより、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の手法に基づき、アフターコロナ時代に対応した産業政策を立案・実行することを目的とする。

2 業務の概要

コロナ後の消費行動の変化、キャッシュレス決済調査とニュー・ノーマルに対応した経済活動に関する調査分析、国内外の事例研究および導入支援施策の提案

3 内容

- (1) コロナ後の消費行動の変化、キャッシュレス決済調査とニュー・ノーマルに対応した経済活動に関する調査分析、国内外の事例研究および導入支援施策の提案
 - ・「ふく割」の利用データやV-R E S A Sなど、国や県・市町が公開している統計データ等に加え、アンケート調査等により、コロナ後の県民の消費行動の変化、県内のキャッシュレス決済やEC取引の実態を分析する。その上で、ニュー・ノーマルに対応する新サービス導入の事業改善効果を見える化する。
 - ・ニュー・ノーマルに対応した対人サービス業等における非接触化の事例収集を行い、本県の小規模事業者等にも導入可能な新技術等を分析・整理する。
- (2) 共通事項
 - ・他地域や海外の先進事例など、モデルケースとなる情報を収集・整理する。なお、政策提案等については、本県の産業構造や我が国の税制等を考慮し、本県において実現可能な事例に限る。
 - ・新たな対策の提案については、国が法令等に基づき一律に実施するものではなく、県が実施主体として実行可能な施策を検討する。
 - ・本県産業の現状および課題、これまでの施策等については、「福井経済新戦略」を参照し、既存施策との整合性や実現可能性等を十分に検討し、新たな対策を提案する。
 - ・受託希望者は、本委託業務により実施しようとする調査・分析の概要および実施体制を記載した企画提案書を提出する。また、契約締結に当たっては、業務計画書を作成し、県の承認を得た上で業務に着手する。
 - ・業務実施に当たっては、県（産業政策課、関係課）およびデータサイエンスの専門家からなるワーキンググループと定期的な打合せを行い、適宜、必要な助言・指示を受ける。

4 経費

- ①消耗品費
- ②賃金（担当教員等の人件費相当額を含む）
- ③報償費
- ④旅費
- ⑤食糧費（ヒアリング調査等における飲み物代など、軽微なものに限る）
- ⑥使用料および賃借料
- ⑦通信運搬費
- ⑧印刷製本費
- ⑨委託料（事前に県の承認が必要）
- ⑩間接経費相当額（10%以内）

5 委託期間

契約の日から令和3年12月22日まで

6 委託金額

上限2,200千円（税込）／件

7 委託対象者

データサイエンスに基づく調査分析・政策立案の経験を有する大学教員等（大学教員等のグループを含む）や民間企業、大学・研究機関等

8 成果報告等

受託者は、9月末までに、調査分析業務を概ね完了させ、中間報告書として提出すること。

委託事業が終了したときは、委託期間終了日までに委託事業の実績報告書を作成し福井県に提出すること。

9 留意事項

(1) 一般的事項

- ①業務の遂行状況については、随時報告を行うこと。
- ②業務の遂行に際して必要な旅費等は契約金額に含むものとする。
- ③業務の遂行に際して必要な資料等は、受託者において手配するものとし、費用は契約金額に含むものとする。
- ④本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ⑤本業務に関連する書類や会計帳簿、その他の収支に関する証拠書類を整備し、委託業務の終了年度の属する年度の終了後5年間保存すること。
- ⑥委託業務期間中はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密情報や個人情報等について厳重に取り扱うこと。

(2) 業務体制

- ① 今回の委託に際して、福井県と迅速かつ十分な協議を行える体制が整備されていること。
- ② 福井県と連絡調整を行う責任者を定めること。なお、責任者は委託業務を総括することとし、福井県からの指示はすべて責任者を通じて行うこととする。
- ③ 県からの指示、問合せ、連絡に対して、速やかな対応を可能とすること。
- ④ 福井県と協議したスケジュールに基づき業務を行うとともに、変更があるときは、必ず事前に福井県と再協議を行うこと。

10 著作権

本業務における制作物の著作権は、福井県に帰属するものとする。また、第三者の著作物を使用する場合は、受注者の負担で著作権処理を行うこと。

11 協議

この仕様書について疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、福井県と協議すること